

議案第九十二号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十三年九月二十一日

三朝町長 坂出 雅 巳

昭和四拾参年九月八日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



議

(92)

三朝町条例第

号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中

副団長	五〇〇〇〇〇	六五〇〇〇〇	七五〇〇〇〇
団長	五五〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇
班分団長、副分団長、部長及び	三五〇〇〇〇	四五〇〇〇〇	五五〇〇〇〇
団員	三〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇
副団長	四〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇
団長	五〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇

を

分団長及び副分団長	四、五〇〇〇	六〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇
部長及び班長	四〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	六五、〇〇〇
団員	三、五〇〇〇	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇

に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(別表の適用)

第二条 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、昭和四十三年四月一日以後に退職した非常勤消防団員

(次条において「新条例の適用をうける非常勤消防団員」という。)について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、従前の例による。

(退職報償金の経過措置)

第三条 昭和四十三年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用をうける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金の額は、新条例に基づく退職報償金の額の内払とみなす。